平成２３年（フ）第５号
福岡県田川郡糸田町2988番地２
債務者　大名新太郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１８号
大分市大道町１丁目４番18号　オータム21―205
債務者　魚谷　充美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
大分県宇佐市大字樋田68番地の４
債務者　渡邉　国広（旧姓別府）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４号
大分県宇佐市大字樋田68番地の４
債務者　渡邉　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
大分県宇佐市大字西屋敷553番地の１
債務者　小田原奈美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２９号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1902番地２
町住森永団地48―２―20
債務者　宮田チヱ子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３０号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1902番地２
町住森永団地48―２―20
債務者　宮田　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５３号
宮崎市千草町11番17号　泉マンション102号、前住所宮崎市錦本町４番52号　リバータウン錦本203号
債務者　大竹　美穂
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
宮崎市清武町加納甲2342番地１　クレセールハイム清家Ⅰ号館403号
債務者　松元　万起
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮崎県都城市太郎坊町1541番地７
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０７号
宮崎県延岡市熊野江町2050番地
債務者　園田　辰三
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５号
宮崎県延岡市鯛名町907番地
債務者　栁田　順子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０号
宮崎県延岡市緑ケ丘１丁目17番７号
債務者　奈須　恒子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１１号
宮崎県延岡市方財町75番地１
債務者　市田　一矢
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７３０号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番72号　坂之上ハイツ506号
債務者　前納　功士
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目25番15―２号
債務者　宮内　博冬
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番24―24号
債務者　牧之瀬義之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係